令和7年度

神奈川県特別高圧受電者支援金 (商業施設・オフィスビルに入居するテナント向け)

電子申請マニュアル

目次

1	動作環境について	- 3
2	電子申請フォームへのアクセス	- 4
3	申請フォームの基本事項	- 5
4	入力方法	- 9
	①申請要件 ・・・・・ 9	
	②宣誓·同意書 ・・・・・ 10	
	③事業者情報	
	(法人の場合) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	
	(個人事業主の場合) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	④担当者情報	
	⑤口座情報 ・・・・・ 15	
	⑥申請する事業所 ・・・・・・・・・・・・・・・ 16	
	⑦必要書類等 ・・・・・ 17	
	⑧メール受信について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	
	申請完了 ・・・・・ 22	
5	マイページについて ―――――――――	- 23
6	申請に関するお問い合わせ	- 27

1 動作環境について

「動作環境」とは、ソフトウェアやハードウェアが正常に動作するために必要なシステ ム要件を指します。

以下の環境でないと正常に作動しないことがありますのでご注意ください。

OS	ブラウザ
Windows	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox
macOS	Safari Google Chrome Mozilla Firefox
iPadOS	Safari
iOS	Safari Google Chrome
Android	Google Chrome

※全てのブラウザで最新版のみが動作保証されます。

Microsoft EdgeのInternet Explorerモードは動作保証外です。

フィーチャーフォンには対応しておりません。

2 電子申請フォームへのアクセス

神奈川県特別高圧受電者支援金特設サイト(以下、URL)の、「**申請方法」**より電子申請フォームへ アクセスいただけます。

神奈川県特別高圧受電者支援金特設サイト https://tokubetsukouatsu-tenant.pref.kanagawa.jp

飛 神奈川県			
事業統要 中辺	方法 しよくある質問 サイトポリシー	①Webサ	イト上部にある「申請方法」をク
神奈川県 (商業施設・オフィ	f別高圧受電者支援金 くビルに入居するテナント向け)	リックす	ると、下のページに移動します。
県は、電気代高額の影響を強く受けている中小事業者を支援するため、特別 ます。県内で特別高圧を受電する製造業及び倉庫業の方は、申請方法が異な? 時別川県小型温業等特別高圧を受電する製造業長(協造業・倉庫業)	こより受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビルに入居する中小事ま ¢。詳細は、下記サイトをご覧下さい。	著に支援金を交付いたし	
	事業概要		
■ 目的 特別高圧電力(※)を受電する中小事業者の価格高振の なた、またが豊からい、用くびまを見ない。 予想するよう。	を軽減することを目的とします。 ◇ レーマ4日11 (() (4 - 2 - 1 - 2 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4		
۲	由建大社		
申請は、原則電子申請です。 ※申請する限点、67「2付申請率幅、9回25」、52、9申請書が取りがないよう。	中日フルム		
○やむを得ない事情により電子申請ができない場合は、申請書類をダウンロードし	e要事項を入力のうえ、添付重類とあわせて下記の送付先へ新送してください。 		
電子申請マニ	*7月1日から申補税始です。 ュアルのご: (※準備中です) *		
● 郵送申請時の送付先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目23-14 神奈川県特別高任受電音支援金 事務局 宛 ◎申請藤長一文電源書館、レターパックなど郵便物の追踪ができる ません。	3方法で、派付升 送してください。 普通郵便で新送した場合、事故があった場合の責任	②オレンジ ※202	で色の部分をクリックしてください。 5年7月1日まではクリックできません
申請書類			
甲語には、以下の書刻をこ用意ください。			
SR 20 SHIM	•		
神奈川県特別高日	【テナント専用】 E受電者支援金 電子申請フォーム		
【Ⅲ期】神奈川県特別高圧受電者支援:	金 電子申請フォーム		
 ● 418年 ● 京王・同志書 ● 中述する専業所 	 ・時間回 ・ ・ <	③電子申	請フォームのページが表示されます。
半菜有種別 ・ 派沢 どちらかも潮沢してください。			
要件① みなし大企業等を除く中小企業等。			

電子申請フォームの利用にあたり、基本の使用方法を記載します。

1 スクロール

枠の右側にスクロールバーがありますので、上下の移動に使用してください。

2 ステップについて

上段に①~⑧までの項目があります。申請にはすべてのステップを完了させる必要があります。 一番下の「次へ〉」ボタンをクリックすると、次のステップに進めます。

また、前のページを修正する際は一番下の「<>
に、前のページを修正する際は一番下の「</
に、対象のページを作用する際は一番下の」、

※必須項目が入力されていないと、次のステップには進めません。

1 申請要件 ―― 2 宣誓・同意書	3 事業者情報 4 担	当者情報 ——— 5 口座情報 ———
 申請する事業所 	7 必要書類等	8 メール受信について
1ページ目 全8ページ		
< 戻る 次へ >		

3 一時保存

右下の「一時保存」ボタンをクリックすると、入力内容の一時保存が可能です。

再度ページを開いた際に、入力再開のメッセージが表示されます。

※使用されている機種やブラウザの設定で利用できない場合がございます。



4 検索フォームの使用方法

は、入力補助のための検索システムです。指定された文字や数字を入力して を 押すと検索結果が出ます。結果をクリックすると項目が自動反映されます。

検索システムを使用せず、直接入力することも可能です。

※複数の検索結果が出た場合は、正しいものを選択してください。

1	ቓ	IJ)

○法人番号で検索				1)法人	人番号を入力する。
100002014000	٩.			2 9	をクリックする。
← ○法人番号で検索					
1000020140007				3 後索 行を	索結果が表示されるので、該当する をクリックする。
法人番号(13桁)	法人名	都道府県	地区町村	住所3	
1000020140007	神奈川県	神奈川県	横浜市中区	日本大通1	
法人番号 *					④ 緑枠の項目が自動入力される。
1000020140007 ※13桁の半角数字					
法人名 *		法人名カナ*			
神奈川県					
○○株式会社、合同会社△△のよう い。	うに入力してくださ	法人名を全角カナで	入力してください。		
都道府県*市区町村	•	以降の住所*			
神奈川県 🔻 横浜市	中区	日本大通1]		

5 表の入力方法(計算書、役員一覧)

「⑥申請する事業所」と「⑦必要書類>役員一覧」は、表形式の入力フォームになっています。

〇入力方法

表下側のスクロールバーで左右に移動が可能です。<u>右側にも入力項目が隠れているため、忘れず</u> 入力してください。



計算書		
事業所の名称 *	事業所の所在地・	事業所の入間する施設名称
•	0	+ を押せば、行の追加ができます。
	Ţ	
計算書		
事業所の名称・	事業所の所在地・	
•		
•		
4		
	Ð	
	Û	
計算書		
事業所の名称 *	事業所の所在地・	事業所の入居する施設名称
•		
4		•

○行の増やし方、減らし方

6 カレンダーの入力方法

年月日の入力欄はカレンダーになっています。



4 入力方法 ①申請要件

ステップ①では「申請要件」の確認を行います。

事業者種別 * 選択 どちらかを選択してください。	①「法人」か「個 ※入力項目が	ください。 ださい。	
要件① みなし大企業等を除く中小企業等 *			
中小企業支援注第2条第1項に規定する中小	企業者である	②要件を確認し、すべてチェッ	っクしてください。
みなし大企業等※1に該当しない			
要件② 特別高圧を受電する施設に入居しているか 特別高圧により受電する神奈川県内の商業施調 用を負担している事業所である			
※1 中小企業・みなし大企業についての説明は <u>こ</u>	<u>56</u>		
1ページ目 全8ページ	3	〕入力できたら、「次へ▷」をクリッ・	クしてください。
〈 戻る 次へ 〉			

4 入力方法 ②宣誓·同意書

ステップ②では「宣誓・同意書」の確認及び同意を行います。

[ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付要綱(以下「本要綱」という。)の規定に基づき、交付の申請を行うすべ
同)対象方方の神奈川県平小骏道集寺特別高庄受電者支援金(以下「支援金」という。) について、次のいすれにも亘音文は 低します。
1	①宣誓・同意書の内容を確認してください。 本要綱に定める支援金に係る交付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他でん。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の
2	交付を受けていない場合は支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は本要綱第9条の 規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
	支援金の交付の申請に当たり、神奈川県が本要綱第6条第1項に規定する審査を行ううえで必要な対応を行ったにもか かわらず、申請者が当該申請について交付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由とし て、当該申請が不交付となった場合には、本要綱第9条第1項第4号に従い、交付を受けた全部又は一部の支援金につ いて、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、本要綱第6条第3項により、給付を受ける前の支援金は不交付 となり、新たに支援金の交付の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
3	神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請す る意思はありません。
4	国及び神奈川県以外の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておら ず、今後も重複して申請する意思はありません。
5	帳簿書類及び通帳並びに神奈川県が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存します。 ※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を 指す。
6	神奈川県の求めに応じて5で保存している情報を速やかに提出します。
	代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号 に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) (2) 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
8	(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
i.	暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会す ることについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認すた。
<u> </u>	た場合は、支援金の受領後であっても応じます。 ② 宣誓及び同意のチェックをしてください。 ※宣誓・同意が行えない事業者は申請できません。
1	宣誓・何意書事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ中小製造業等特別高圧受電者支援金を申請及び報告しま す。
2^	−シ∎ ஊ<−ジ
<	<u></u>

4 入力方法 ③事業者情報(法人の場合)

ステップ③では「事業者情報」の入力を行います。



4 入力方法 ③事業者情報(個人事業主の場合)

ステップ③では「事業者情報」の入力を行います。



4 入力方法 ③事業者情報



4 入力方法 ④担当者情報

ステップ④では「担当者情報」の入力を行います。



4 入力方法 ⑤口座情報

ステップ⑤では、支援金の振込先の「口座情報」の入力を行います。

※入力間違いのないように、必ず通帳を見ながら入力してください。



4 入力方法 ⑥申請する事業所

ステップ⑥では、支援金の申請を行う事業所の情報を入力します。





ステップ⑦では、必要書類・情報の入力を行います。



4 入力方法 ⑦必要書類等

②役員等氏名一覧表(第2号様式) 入力

表示される条件(いずれかに該当)

- 1 [過去の申請状況]で「はじめての申請である。」を選択。
- 2 [過去の申請状況]で「<u>I期・II期で申請をしたことがある。」</u>を選択 かつ、

[内容に変更がある場合] で「②役員等氏名一覧表(第2号様式)」を選択。



4 入力方法 ⑦必要書類等

③振込先口座の通帳等の写し

表示される条件(いずれかに該当)

- 1 [過去の申請状況]で「はじめての申請である。」を選択。
- 2 [過去の申請状況]で<u>I期・II期で申請をしたことがある。</u>」を選択 かつ、

[内容に変更がある場合] で「③振込先口座の通帳等の写し」を選択。



④履歴事項全部証明書(※法人のみ) ⑤本人確認書類(※個人事業主のみ)

表示される条件(いずれかに該当)

- 1 [過去の申請状況]で「はじめての申請である。」を選択。
- 2 [過去の申請状況]で<u>I期・II期で申請をしたことがある。</u>」を選択 <u>かつ</u>、

[内容に変更がある場合]で「<u>④履歴事項全部証明書(※法人のみ)</u>⑤本人確認書類(※ 個人事業主のみ)」を選択。



4 入力方法 ⑦必要書類等

⑥雇用人数を確認できる書類

表示される条件(いずれかに該当)

- 1 [過去の申請状況]で「はじめての申請である。」を選択。
- 2 [過去の申請状況]で<u>I期・II期で申請をしたことがある。</u>」を選択 かつ、

[内容に変更がある場合] で「⑥雇用人数を確認できる書類」を選択。



⑦入居が確認できる賃貸借契約書等の書類

表示される条件(いずれかに該当)

- 1 [過去の申請状況]で「はじめての申請である。」を選択。
- 2 [過去の申請状況]で<u>I期・II期で申請をしたことがある。</u>」を選択 かつ、

[内容に変更がある場合] で「⑦入居が確認できる賃貸借契約書等の書類」を選択。

⑦入居が確認できる賃貸借契約書等の書類 *	
ファイルを選択 最大10MB	「入居が確認できる賃貸借契約書等 の書類」をアップロードしてください。

⑧電気料金の負担が確認できる請求書等の書類の写し

※無条件で表示されます。

⑧電気料金の負担が確認できる請求書等の書類の写し *	
ファイルを選択 ^く _{最大10MB}	「電気料金の負担が確認できる請 求書等の書類の写し」をアップロード してください。

4 入力方法 ⑧メール受信について

ステップ⑧では、メールアドレスの受信設定の確認をお願いしています。

当サイトからのメールは「 <u>info@tokubetsukouatsu-tenant.</u>			
「 <u>info@tokubetsukouatsu-tenant.pref.kanagawa.jp</u> 」か す。	 記載のメールアドレスからのメールを受けた。 に設定を確認できたら、チェックしてくため。 	信できるよう ざい。	
マールの受信設定を確認した。			
入力内容にお間違いがないことを確認し、「申請」ボタンを押下してください。 ※申請後は申請内容の修正はできません。 修正の必要がある場合「神奈川県特別高圧受電者支援金事務局(TEL:050-3354-6496)」までご連絡ください。			
8ページ目 全8ページ			
✓ 申請	②「申請」ボタンをクリックすると申請が完 ※申請後の修正はできませんので、ご注意	了します。 <mark>ください。</mark>	

4 入力方法 申請完了

「申請」ボタンをクリックすると、申請完了です。

以下のような申請完了画面が表示され、担当者メールアドレスに自動返信メールが送信されます。

メールには「申込ID」と「マイページのURL」が記載されていますので、大切に保管してください。

※メール送信までは最大1時間ほどかかる場合があります。メールが届かない場合は、迷惑メールBOXの確認、 メール受信設定をご確認の上、お手数ですが事務局までご連絡ください。



マイページでは以下の機能が使用できます。

①申請内容の確認

②審査の進捗状況の確認

③申請内容の修正・事務局からのメッセージの確認

④交付決定通知書のダウンロード

マイページへのアクセス方法

申込時の自動返信メールに記載のURLよりアクセスできます。

※メールを紛失した場合は、事務局にご連絡ください。

①申請内容の確認

マイページにアクセスすると以下のように申請した内容が表示されます。

【Ⅲ期】神奈川県特別高圧受電者支援金 申請者マイベージ	
内容値正 第「内容値正」は発展したり度正発展のあった第日のみ編集可能となっております。 その他に内容を互したい地面がありましたら、単数に(以下、抽象)までごさかください。	
፡ ፡፡እነው W0012	
進邦プラークス 中心交付 専業問わらのメッセージ	
●事業者情報	
(第人)第人間号-13時 (第人)第人名 (第人)第人名カナ 1000020140007 神奈川県 カナカワケン	
(油人)本語所在地-郵便冊号 本品所在地 (都道府県) 本品所在地 (弗匹斯特) 本品所在地 (県の住所) 1050014 一日本大道 1	申請した内容が表示されます。
■件2 入屋しているか 日本社やオフィスビル等に入屋して その月用を負担している事業所であよ	
将奈川県特別高圧受電者支援 [TEL] 050-3354-6496 [営栗時間] 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日・祝日を除く)	

②審査の進捗状況の確認



③申請内容の修正・事務局からのメッセージの確認

修正が必要な場合は、事務局よりメールが送信されます。

マイページの「事務局からのメッセージ」を確認し、申請内容の修正を行ってください。

※事務局の修正が許可されていない項目は、修正できません。修正を希望の方は事務局までご連絡ください。



④交付決定通知書のダウンロード



6 申請に関するお問い合わせ

【お問い合わせ先】

神奈川県特別高圧受電者支援金事務局

- 受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ●電話番号:050-3354-6496

本事務局は、県が株式会社阪急交通社に委託して運営しています。

※本マニュアルをお読みいただき、わからないことなどございましたらお気軽に お問い合わせください。